スコア―方式評価内容の公表
社会福祉法人養楽福祉会　就労継続支援Ａ型事業所　キッチン高森

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員設備及び運営に関する基準等(令和3年厚生労働省令第10号）により、「労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」、「地域連携」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア―方式）による評価内容を全てインターネットのホームページ等を通じて年1回公表することが義務付けられました。

キッチン高森の評価内容（令和5年4月届出）を次のとおり公表いたします。

１　評価方法

項目	評価方法
労働時間	前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日あたりの平均労働時間数によって8段階の評価
生産活動	前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階の評価
多様な労働時間	任意の5項目について就業規則その他これに準ずるもので定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に3段階の評価
支援力向上	任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い3段階の評価
地域連携	前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、報告書を作成、公表するとともに、当該報告書において当該地元企業等から地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていること

２　評価結果

評価項目	評価点
Ⅰ　労働時間	70点
Ⅱ　生産活動	40点
Ⅲ　多様な働き方	35点
Ⅳ　支援力向上	15点
Ⅴ　地域連携活動	0点
評価点	160点

【各評価点の内容】

Ⅰ　労働時間【1日の平均労働時間により評価】

キッチン高森の1日の平均労働時間　→　令和4年度実績　1日6.64時間

⇒　評価点70点・・・・・Ⅰ

【評価方法】

7時間以上	80点	4時間以上4時間30分未満	40点
6時間以上7時間未満	70点	3時間以上4時間未満	30点
5時間以上6時間未満	55点	2時間以上3時間未満	20点
4時間30分以上5時間未満	45点	2時間未満	5点

Ⅱ　生産活動【前年度及び前々年度における生産活動収支の状況】

キッチン高森の生産活動収支状況　　→　　令和4年度実績　　40点

⇒　評価点40点・・・・・Ⅱ

【評価方法】

前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	40点
前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	25点
前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	20点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	5点

Ⅲ　多様な働き方【多様な働き方に係る制度整備及び実施状況】

【評価項目】

①	免許及び資格の取得並びに検定の受験の勧奨に関する事項
②	当該就労継続支援Ａ型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項
③	在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項
④	フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項
⑤	1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項
⑥	早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項
⑦	時間を単位として有給休暇を付与又は計画的付与制度の取得に関する事項
⑧	従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項

【評価方法】

上記の任意5項目について規定等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結した利用者の希望により当該5項目に制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価点を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段の評価

①・⑤・⑥・⑦・⑧の5項目を評価項目とする

評価№	実績の有無		評価№	実績の有無	
	有	無		有	無
①		1	⑦	2	
⑤	2		⑧		1
⑥	2		小計	6	2
			合計	8	

8以上の場合：35点　　6又は7の場合：25点　　1以上5以下の場合：15点

⇒　評価点35点・・・・・Ⅲ

【根拠となる関係規則等】

評価№	関係規則等の名称
①	社会福祉法人養楽福祉会　修学資金等貸付規程
⑤	社会福祉法人養楽福祉会　契約職員等就業規則第28条第1項及び第4項
⑥	社会福祉法人養楽福祉会　契約職員等給与内規第11条及び第13条
⑦	社会福祉法人養楽福祉会　契約職員等就業規則第39条
⑧	社会福祉法人養楽福祉会　契約職員等就業規則第42条

Ⅳ　支援力向上【安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組】

【評価項目】

①	職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部講師による研修会の開催状況
②	外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況
③	障害者就労にかかる先行的な取組を行う他事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察の受入等の受入状況
④	販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況
⑤	昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況
⑥	障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況
⑦	前年度末日から過去3年以内に福祉サービス第三者評価の受審状況
⑧	国際評価基準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況

【評価方法】

上記の任意5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各0～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価点を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段の評価

①・③・④・⑤・⑦の5項目を評価要素とする

評価№	実績の有無		評価№	実績の有無	
	有	無		有	無
①		1	⑤	2	
③		1	⑦		0
④		0	小計	2	2
			合計	4	

8以上の場合：35点　　6又は7の場合：25点　　1以上5以下の場合：15点

⇒　評価点15点・・・・・Ⅳ

【関係事業等】

評価№	関係事業等の名称
①	就労支援研修・衛生講習会
③	他の事業所等からの視察は令和4年度はなし　実習受け入れはあり
④	展示会やビジネスマッチングは実績はない 但し、社会福祉協議会主催の事業所紹介には参加している
⑤	毎年、6月及び12月に人事評価制度として「勤務評価」を実施している
⑦	第三者評価制度は法人内で順次実施しているが、キッチン高森は今後実施予定

Ⅴ　地域連携活動【地域連駅活動の実施状況】

【評価要素】

○　地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無

○　施設外就労による地域で働く場の確保等地域と連携した事業や取組

【評価方法】

前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から地域活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。

1事例以上ある場合：10点 →　事例無し

⇒　評価点0点・・・・Ⅴ